

高濱会長

委員各位におかれましては、お忙しいところお集まり頂きまして誠にありがとうございます。新型コロナにつきましては、全国的に感染者数が大幅に減り、第5波は収まった感が有ります。様々な行動制限も緩和されてきており、一時期の重苦しい状況から脱出しつつあり、国の感染症対策分科会では普段の生活、社会経済活動を取り戻すための検討が進められてきております。一方、英国、EU、ロシア等では、ワクチンの接種にもかかわらず感染者数の増加の傾向がみられ、落ち着きを見せている日本におきましてもこれからの冬にかけて再拡大が懸念され、この先ブースター接種や新たな治療方法、治療薬の開発等も進んでいるようでございますけれど、まだまだガードは下げられないかなというふうに思っております。この様な状況下ではありますが、世界的にはコロナ禍の先の見通しで経済が再び回り出すようになりまして、とりわけ漁船漁業が主体の我が県にとりまして、ここのところの原油価格の高騰は大きな困りごととなっているかと思えます。これらを含めまして厳しい経済部門に関しましては、岸田内閣の新たな経済対策といたしまして何らかの支援策が、確か19日だったと思いますが、打ち出されるとのことでございますので、期待をするところでございます。

漁模様につきましては、シラス漁につきましては終盤に入りここのところ目立った漁獲には至っていないようですが、これから主漁期を迎えますタコ、メジマグロ等、漁の盛り上がりを見せてくれればと思っております。今、御存じのように太平洋沿岸地域では、福徳岡ノ場（ふくとくおかのば）からの軽石の漂着が心配されているところでございます。昨日も大島であるとか千葉の館山に漂着したという報道もございましたけれども、この分だと我が県の漁には大きく影響することはないんじゃないかと思うところでございますが、一方で大きな被害に遭われた沖縄県等については、お見舞いを申し上げたく存じます。

さて本日の委員会でございますけど、前はウェブ方式で開催しましたが、状況の好転により対面での開催とさせて頂きました。今後とも状況に応じ機能的に対処できればと考えておりますのでよろしくお願いしたいと存じます。本日の議題でございますけれど、なまこ漁業関係の2つの諮問、シラス引き網漁の要望の取扱い、そしてカジキトロリングに関する事、合わせて4議案、報告事項は2つ、以上でございます。制度改正により議論を要する議案もあろうかと存じます。よろしく御審議の程お願い申し上げる次第でございます。

茅根事務局長

ありがとうございました。

続きまして議長の選出ですが、当委員会の会議規程第2条第2項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、高濱会長に議長をお願いいたします。

高濱議長

それでは、私の方で進めさせて頂きます。まず事務局から出席委員の報告をお願いいたします。

茅根事務局長

出席委員数を報告させていただきます。本委員会の委員定数は17名でございますが、本日、出席してる委員は15名で、過半数の委員の御出席を頂いておりますので、本日の委員会が成立していることを御報告いたします。

高濱議長	ただいま報告のとおり、本日の委員会は成立しております。
高濱議長	次に議事録署名人の選出でございますが、会議規程第8条第2項の規定に基づき、私の方から指名いたします。宇佐見委員、湯浅委員に議事録署名人をお願い申し上げます。よろしくお願いたします。
高濱議長	それでは、議題に入ります。 まず、第1号議案「なまこ漁業許可の有効期間の短縮について」の諮問でございます。事務局及び漁政課から説明願います。
細金副主査	(資料1 - 1 諮問文を朗読)
益子係長	(資料1 - 1、1 - 2により説明)
高濱議長	はい、ただ今の説明に関しまして、御意見御質問等ございましたらお願いいたします。
10番 岡田委員	いいですか。
高濱議長	はい、岡田委員。
10番 岡田委員	なまこ漁業というのは、どういう(採捕)方法があるのでしょうか。
益子係長	はい、回答いたします。 前回の漁業調整委員会でも前々回の漁業調整委員会でもお話しさせていただきましたが、素潜りによる採取、徒手採取、素潜り漁という形になります。
10番 岡田委員	はい、分かりました。
高濱議長	ほかに御質問ございませんか。
19番 吉田委員	(挙手)
高濱議長	はい、吉田委員。
19番 吉田委員	一人の人をくじで不許可にした、ということですね。その一人の人は不許可にしたんですけれども、基準は満たしていた。それでその人を救うために、救うというよりは新たにその人を許可者にするために、まずは(許可の有効期限の)日付を変えるということが(救うことに)つながるところを教えてください。
高濱議長	漁政課でお願いします。

益子係長

はい。委員のおっしゃるとおりで、基本的には大丈夫かと思えます。県では漁協さんに紹介させて頂いて大体27名という数を定めて、今回初めての許可でございますので、そういう想定(27名)をしましたけれど、実際なまこ漁業というものについて漁協さんの方でも十分把握されてない部分がありまして、相対取引などをされている方がいた関係で1名ほど想定よりも多かったということです。その方もほかの方と全く条件が一緒でございますので、くじという形で不利益処分を与えてしまうことはよろしくないということで、その方を救うという表現でございましたが、そういった形で1名追加募集するということです。許可の期間を短縮するということでございますが、今、11月1日から来年10月31日まで27人の方に出た許可につきましても、本来5年の許可を今回初めての許可なので、様々な調整とか来年また改めて内容が見直せるようにということで、1年に短縮する諮問をさせて頂いた上で許可となっております。これはルール上になってしまうんですが、遅れて今回ひとりの方についても今出ている10月31日までの許可の方と同じ期間に許可が終わるよう、改めて5年ではなくて1年未満の期間で許可を出すことについて諮問させて頂く必要がありまして、諮問させて頂いた次第です。

高濱議長

よろしいですか。

19番 吉田委員

すると、今の1号議案はとりあえず期間だけを短くするということですね。

益子係長

はい。

12番 長岡委員

(挙手)

高濱議長

長岡委員、どうぞ。

12番 長岡委員

11月でみんな許可が出て、1名だけ今度(許可が)出る、この終了の時期は最初に出た27名の方と一緒に日で、許可がもらえるだけでいいとするほかないと思いますね。1か月くらい遅れるんでしょうからね、その1名の方の許可は、いいと思います。

高濱議長

実際遅れないんですよ。遅れるんですか。

12番 長岡委員

遅れますよね。

益子係長

はい、回答します。

27名の方は11月1日から既に許可が出ておりますので、この後、次の資料でも御説明する予定ですが、今、手続が進むと12月上旬にこの1名の方の許可が出ますので、1か月ちょっとほかの方よりは遅れることとなります。

12番 長岡委員

ただ(許可の期間が)1年以内でも終わりは同じでね。いいと思います。

高濱議長

ほかに御質問ございますでしょうか。

(委員)	(特になし)
高濱議長	特になければ、諮問の内容のとおりで異議がない旨答申することに、ご異議ございませんでしょうか。
(委員)	(「異議なし」の声)
高濱議長	はい、「異議なし」とのことでございますので、「原案のとおりで差し支えありません。」と県に答申することに決定いたします。
	ここで暫時、休憩といたします。
高濱議長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 続いて第2号議案「なまこ漁業許可の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間並びに許可の基準について」の諮問でございます。事務局及び漁政課から説明願います。
細金副主査	(資料2 - 1 諮問文を朗読)
益子係長	(資料2 - 2、2 - 3により説明)
高濱議長	ただ今の説明に関しまして、御意見・御質問等ございましたらお願いいたします。
3番 磯前委員	よろしいでしょうか。
高濱議長	はい、磯前委員。
3番 磯前委員	今回は1人の方を対象として募集をかける様な形になると思うんですが、万が一その人と同じような条件で、申請を出してくる人がいる可能性というのは無いんでしょうか。
高濱議長	回答をお願いします。
益子係長	その御意見については完全に否定はできないかとは思いますが、まずポイントとしましては、第1回目の申請すべき期間を県は1か月設けたというところがございます。その間にきちんと、自分実績がある者だと申し出て頂いた方がというのがあくまで対象となりますので、次から次に自分も(実績が)あったというような形での事態は避けたいと考えています。
高濱議長	よろしいですか。
3番 磯前委員	はい、後もう一つ。そうすると今後、許可は28名でいくということなんでしょうか。

益子係長 はい。来年10月31日で許可が切れまして、また委員会に諮りまして公示内容を定めさせて頂くときには、28名という形でこのまま許可が出た方が実績がある者という形で御審議をスタートさせていただくことになると思います。

12番 長岡委員 いいですか。

高濱議長 はい、長岡委員。

12番 長岡委員 12月で28名という許可が出ますよね。今後、この後の許可というのはやっぱり経験・実績がある人というのが条件で、今回は第1回目だから（追加が）出た訳なんだろうからね、今後はそんなに簡単には、許可制になったから、（漁で）潜っている人も組合に入りたいという人が出てきてるんだね。やはり保安署の受け合いもいいし、やっぱり組合に入った方がいいというのが鹿島でも1、2名そういう人が出て来て、一般で潜っていると保安署の対応が違うとかそういういろいろな話が出てきてね、やはり組合員として許可をもらった方がいいというわけで、今後どうなんですかね、来年やりたいという人がいたら許可はすぐ出ちゃうんですか。いや、そういう訳にはいかないでしょうね。

高濱議長 回答をお願いします。

益子係長 当然ですけど、前回も御説明しましたが今回許可が出る方については、調整規則に則りまして漁獲成績報告書の提出が義務づけられます。そういったデータを蓄積して行って、当然その28という数が資源だったり漁業調整の面で妥当なのかという検証が今後始まっていきますので、それによってということになりますので、すぐに許可が出るということはずありません。来年はそういった実績を積み重ねた上で、妥当な数だったりを検討していくことになるというふうに考えています。

12番 長岡委員 やはり組合員として入っていれば、許可が出れば仕事するから水揚げ、年間90日以上仕事しなければならない、正組合員もいるし准組合員というのもありますからね、そういうのも考えていかなければならないから、許可が出ると全然受け止め方が違いますよね。分かりました。今回は出たということで、この後はやっぱりすぐでない方がいいと思うんですけどね。今回はみんな（許可を）もらったということで、とにかくありがとうございました。以上です。

高濱議長 ほかにございますでしょうか。

（委員） （特になし）

高濱議長 特になければ、諮問の内容のとおりで異議がない旨答申することに、ご異議ございませんでしょうか。

(委員)	(「異議なし」の声)
高濱議長	はい、「異議なし」とのことでございますので、「原案のとおりで差し支えありません。」と県に答申することに決定いたします。ありがとうございます。
高濱議長	続いて、第3号議案に移ります。「しらすひき網漁業の操業期間に係る要望の取扱いについて」でございます。漁政課から説明願います。
益子係長	(資料3 - 1、3 - 2により説明)
高濱議長	ただ今の説明に関しまして、御意見・御質問等ございましたらお願いいたします。
(委員)	(特になし)
高濱議長	よろしいですか。特になければ、原案のとおり取り扱うことで御異議ございませんでしょうか。
(委員)	(「異議なし」の声)
高濱議長	「異議なし」とのことでございますので、原案のとおり取り扱うことといたします。
高濱議長	続きまして、第4号議案「かじき釣りトロリング大会の制度改正(案)について」、漁政課及び地域振興課から説明をお願い申し上げます。
鴨下課長補佐	(資料4 - 1により説明)
地域振興課 益子課長補佐	(資料4 - 2により説明)
松井主任	(資料4 - 3により説明)
高濱議長	説明は以上で終了ですか。
鴨下課長補佐	はい、以上でございます。 御審議の程、よろしくお願いいたします。
高濱議長	それでは、ただ今、長きにわたりましたが、説明に関しまして、御意見・御質問等ありましたらお願い申し上げます。
5番 鈴木稔委員	(挙手)

高濱議長

はい、鈴木委員。

5番 鈴木稔委員

ただ今の説明であります、県北の方では8月、9月に関しては去年、今年にかけて、カツオのひき釣りがまた始まったんですね。それで去年、今年は魚価が低迷していて、せいぜい10艘くらいかな。ところが魚価が安定して、捕れるようになれば北部の漁船、全船がこのときに同海区でやることもあると思う。今後カツオが沿岸に寄ってきて、カツオのひき釣りでカツオが魚価が安定してくればほとんど北部の船は（ひき釣りを）やると思うんですね。そういうことへの対処も考えていただかないと、聞き取りに来たとき私もいましたけど、今後やっぱり、やることは賛成です、魅力度最下位の茨城県ですのでこういうイベントでも何でもやって、できれば県北の方にも何かあればと意見しましたけど、ただカツオのひき釣りの時期に重なってくるんですね。原発事故でなかなかやれなかったんですが、去年、今年とカツオが下がってきてまして、ひき釣りの船が、久慈浜さんなんか多分出ていると思うんですが、平潟、大津でも10艘くらいは出ていたんですね。ただ、魚価が低迷したのでその後ひき釣りができなかったというのが現状です。ですから、そのところをよく考えて、その時期に当たらないければいいんですが、当たった場合はよく考えながらやっていってほしいなと思っています。よろしくお願いします。

高濱議長

今のカツオのひき釣りが盛んに行われるようになった場合での御懸念ということですが、それに関する回答ございますか。地域振興課でお願いします。

地域振興課
益子課長補佐

地域振興課でございます。ありがとうございます。カツオのひき釣りに限らず大会をやっている期間に、例えば小型船でも漁場が船が出入りするあたりでできる場合もありますし、そういった漁場ができているとかカツオのひき釣りが行われているような話があるのであれば、それについては我々の方からこのエリアではこういう漁業が行われているので、それについては例えばその辺は近寄らないようにするとか、漁業の特性ですか、どういう漁業をやっているかということも含めて我々の方から（大会参加者に）周知をして、遊漁者の方にはそのエリアには行かないようにするとか、そういうふうに対応したいと思っています。8月の最終週の時にはのビルフィッシュトーナメントということで、その時は50隻くらい一斉に行くようなかたちになるんですが、それ以外の土日祝日につきましては1日あたり10隻とか多くて20隻、でも大体最近ですと10隻程度は出ているような形になりますので、50隻が例えば北茨城のエリアに行くとかという形ではないと思いますので、その辺は数がいっぱい行くかということそこまでは懸念は無いのかなとは思っておりますが、いずれにしてもそういう漁場ができるのであれば、それは我々の方から遊漁者に対してきちんと説明してそちらには例えば近寄らないとか、という形で言っていきたいと思っております。よろしくお願いします。

高濱議長

よろしいですか。

5番 鈴木稔委員

言ってることは分かります。けども魚は、カツオとかメジマグロとか一晩に20マイルも30マイルも駆けているんですね。ですから特定漁場というの

はなかなか把握しづらいと思います。それを各漁協に確認をしながら、大体こちら大体こちらと隻数が増えたときに対処してもらえばいいのかなと思っていますけど。

地域振興課
益子課長補佐

ありがとうございます。その辺のやり方については、これから我々もいろんな意見を聞きながら考えていきたいと思いますので、その辺は柔軟に、適切に対応したいと思います。

5番 鈴木稔委員

よろしくをお願いします。

高濱議長

では関連で、私から1つだけ申し上げたいと思います。釣り人の立場として私言いますけれど、今みたいな話、非常に重要な点でございまして、いざカツオが集まるといったら、釣り人はそこがいい場所だといって行ってしまう可能性があります。だからその情報については、十分に注意して扱って頂きたい。トラブルの元になります。それは頭に入れておいてください。関連としては以上です。

ほかに御意見、御質問ございますか。

6番 根本経子委員

(挙手)

高濱議長

では、根本委員。

6番 根本経子委員

この大会については、大変厳しくと言うかきちんとしたルール等決めて今までもやってきて、大会中はいいと思うんですよ、その参加した方はおおむねちゃんとやって頂けると思うんですが、こうやってトロリングでカジキが捕れるということになりまして、それが遊漁者たちの中で知れ渡るといって行ってしまうと、どんどんそういう魚がいるんだと、自分もやりたいなというふうになってくる。それでカジキとか、カツオ、マグロ、これも、うちは底びきなので夜も操業する場合がありますが、そうすると漁場が、みんな漁業者が釣っている、ある時間にはみんな帰りますね、そうするとそこを狙って遊漁者が団体で来ると、それで釣っていくと、その中にはトロールもあるんじゃないかと、それから夜に漁場を見つけてトロールをやるくらい大きなクルーザーみたいな船が仲間を引き連れて朝一番でまた何艘もで来るというようなところがあると。この規則改正案の一番下のところで「遊漁者等の漁具漁法の制限」で、これ分かりにくく書いてありますが、これ以外ではやるなど、これなら良いというところに今度「ひき縄釣り」というのが新設されますね。そうすると、遊漁者の皆さんはいちいちこれがこれに、どういう規定があるかということまで、そんな細かいところまでみるでしょうか。ここにこう書いてあれば「ああ、ひき縄釣りも良いんだな」というふうに、短絡的にみる方が多いというふうな形になるんじゃないかと、ますますトロリング大会以外の普通の方が「私もトロリングをやりたいな」という人が増えるんじゃないかと、そうするとひき釣りをやっている漁業者は1人とか2人の方が多いです、その(漁業者の)方がせっかく釣れるところをいない間に遊漁者の方たちが取っちゃって(漁業者が)捕れなくなるというのはどうなのかなって思いますので、その

書き方とかを工夫していただきたいと思います。ここに入れるのはどうなのかって、別枠で入れたらいいんじゃないかと思うくらいです。以上です。

高濱議長

はい、漁政課でお願いします。

鴨下課長補佐

御懸念はもっともだと思っております。調整規則を改正するに当たりまして、新設するひき縄釣りでございますが、この下に例えばカジキに限るとかいろいろ制限をつけることも水産庁と調整して検討してはいるんですけども、どこまで書けるかというのが難しいところがございます。次回の委員会までにまたその辺を詳しく説明させていただきたいと思いますが、県としましては調整規則で解除して委員会指示で縛るという二つの段階でやるよりはできれば調整規則で限定的に縛るとか、分かりやすい制度にした方がいいというのはごもっともだと思っております。その辺もう少し工夫してまいりたいと思っております。また、一般の遊漁船のトロリングをやっていることに対する御懸念というのはごもっともだと思っておりますけども、こちらカジキ釣り大会の方に参加する艇につきましては地域振興課さんの方からきちんと周知して、勉強会をするとかで対応していただきますけれど、それ以外の参加艇につきましてはマリナーを回って周知するとか、制度改正が誤って伝わらないような対応を県としてもしてまいりたいと考えております。

6番 根本経子委員

よろしくお願いたします。

高濱議長

ほかに、飛田会長代理。

2番 飛田会長代理

大洗港からイベント会場に（遊漁船が）出るときにダブっちゃうんだよね。事故なんか起こしたら仕様がなから、その辺をよく言ってもらわないと。どうしてもダブっちゃうからね。もし事故なんか起こしたら仕様がなからよく言っってもらって。前にも事故があって、大洗の事務所へも隠していたこともあったから。

地域振興課
益子課長補佐

（挙手）

高濱議長

はい、どうぞ。

地域振興課
益子課長補佐

おっしゃるとおりでして、やはり漁協回りの時にも、当然海域に行くまでの間は当然船が通っていくので、あと出るときに一斉に出て行くので、そこに近づく漁船がいたりすると危ない思いをするというふうに聞いておりますので、そこについては遊漁者の方に我々から説明をして、そういうことが無いように、漁船にもちゃんと気をつけて出港してくださいとすることをしっかりとっていくということしかないんですけども、そのような形で我々の方から、行政の方からもしっかり言って周知していきたいと思っております。

2番 飛田会長代理 よろしく申し上げます。昨日も漁船が出て行くのに間を縫って出ていった船があるから。昨日なんか私の前に行くかなと思ったら、前に行けなくて、減速して後ろから（漁船が）来るのに間を縫って昨日も行ったから。そういうことやっていたら事故の元だから。よろしく言っといってくださいよ。

地域振興課
益子課長補佐 はい。そこはしっかりと周知したいと思います。

6番 根本経子委員 （挙手）

高濱議長 はい、根本委員。

6番 根本経子委員 うちの方でもやはり釣りに行く釣り人たちの船が速くて、右側通行の規則を全然守っていないそうです。それで、こちらが危ないと思うと急に舵を切っていく、（船舶）番号見たのかと聞いたら番号も何も無かったという船もありましたね。ですからちゃんとした航行のルールを守らない船も、コロナで海に出てくる人もたくさん今増えているらしいんですけど、やはり事故が心配なので、遊漁の人たちの人口も増えていることですし、もう一回、試験の時は覚えただしょうけれども、もう一回そういうルールの遵守ということを全体的にしていかなければと思います。

高濱議長 特に回答は（無くて）よろしいですか。

6番 根本経子委員 よろしくお願いいたします。

高濱議長 はい、分かりました。
ほかに御質問、はい吉田委員。

19番 吉田委員 はい。たくさんあるんですけど、いくつか分けて。
そもそもの話ですが聞いていると、皆さんは漁業者の皆さんと団体の方の、県の方の要請と言うことで非常に協力的ではあるんですけども、今話しても分かるように非常に危険だとかそういった面を危惧していますので、そういったところが一つ、今以上に推進されるかと思っているんですが、根本的な話ですけど基地は大洗なんですか。大洗から全部が出港するのか、県外から来て戻る船もあるのか、その辺の体制ですね、それが載ってないのでその辺のところをちょっと教えてもらいたいのが一つと、それから参加者はさっき20とか50と言っていましたけど、これだけ増やしていったら増えた場合に上限を考えているのか、それともそれほど増えないと見込んでいるのか、その辺。三つ目は、これ地域振興ということになっていますけども、であるならば漁業振興をどう考えているのかということで、漁業のメリットというものをどういうふうに考えるのか、先ほど北茨城の方のメリットという話もありましたけども、前から飛田（地区漁連）会長は油を、大洗の油をちゃんと使ってくれという話がありますけれど、それ以外にですね、地域振興という中で漁業の方については漁場とかそういったところですね。協力するということに対してその辺のメリ

ットというんですかね、その辺を教えていただきたい。以上です。

高濱議長

三点ございます。これは、地域振興課の方でお願いします。

地域振興課
益子課長補佐

まず1点目ですが、出港するのはどこから出港するのかということですが、我々の方から説明させていただいた資料の最後のページに二つの大会がございます。まず上の方の8月の二日間で行われるものにつきましては、こちらは大洗港を出港していくという形になります。大洗港から参加艇が一斉に出て、またそこに戻ってくるという形になります。一方で下の方のBIG1カーニバル、7月から9月の土日祝日にやるものにつきましては、こちらは大洗港に限らず、自分がいる港の方から出港していただくような形で今の大会の方は行われております。下の方の大会につきましては、参加艇が土日祝日に毎日出港するものではなくて、土日祝日の中で自分が出たいときに出るような形になりますので、例えば20隻が登録していて20隻が毎土日祝日に出る訳では無いという形になりますが、それは、それぞれの基地にしている港の方から出て戻ってくるようなイメージになります。

19番 吉田委員

すると、大洗から出るわけでは無いんですか。

地域振興課
益子課長補佐

大洗から出る船も多いですが、・・・。

19番 吉田委員

福島、千葉から来て、そのまま福島、千葉に帰る船ってあるんですか。

地域振興課
益子課長補佐

福島の方から参加する方がいれば、福島から出港して(大会)エリアに来て、また福島に戻ることはあります。

19番 吉田委員

その場合に、カジキ釣りなんだけどほかの魚を捕ってたなんてのは、(クロ)マグロ捕ってたよなんていう、それも心配なんですよ、今ね。

地域振興課
益子課長補佐

それは大会としてはカジキに限ることではいっていますので、もしマグロが釣れたのであれば、それはリリースしてもらおうというのがルールとなっています。

12番 長岡委員

いいですか。

高濱議長

はい。

12番 長岡委員

このAIS(Automatic Identification System:船舶自動識別装置)を使うのは、今年が初めてですか。

地域振興課
益子課長補佐

はい。

12番 長岡委員

じゃあね、AIS使っていれば県外(船でも)、茨城県(船)でもね、船

名、距離全部出ているからね。もう安全には100パーセントだからね。

地域振興課
益子課長補佐

そうですね。

12番 長岡委員

ほかでも、どこの船が違反船てのが分かるからね。初めてのことなんですか、AISは。

地域振興課
益子課長補佐

そうですね。

12番 長岡委員

AISは50隻なら50隻が全部付けなきゃ駄目ですよ。船名も出してもらって、スイッチなんか切るようでは駄目だから、ちゃんと入れてAISを登録してAISで走るようにしてもらわなければ、そうするともう違反船は出ないですよ。

地域振興課
益子課長補佐

おっしゃるとおりでして、漁業者の方からもAISを付けてもらおうと、船の名前も出るし、どこにいるかというのも分かると言われてます。

12番 長岡委員

AIS出れば、漁業者も一本釣り（トローリング）の船だって分かるから。船名で判断してる、出てるからね、機械に。だからそれは一番いいことですよ。

高濱議長

恐縮ですが、今、吉田委員の質問に対して途中になっているので、そちら優先します。

12番 長岡委員

はい、分かりました。

地域振興課
益子課長補佐

昨年の船の数が増えるのかということなんですけれど、今現在は8月の大会の方が50隻程度ということになっておりますが、ここをどんどん増やしていくというつもりで我々考えているわけではありませんが、外国の方をもし呼ぶとなれば、その分は、例えば来年はプラスアルファになるかもしれませんが、参加艇の50隻につきましては、必ず50隻出るわけでは当然ありませんので、年によって増減はします。概ね50隻程度というふうに、来年もそのくらいの参加ということで見込んでいきたいと思っています。そこをどんどん増やしていきたいかどうかということ、今、我々が考えているということでは無いということです。

漁業のメリットということでございます。こちらにつきましては、なかなか御納得いただける内容を言えないかもしれませんが、例えばビルフィッシュトーナメント大会の当日におきましては、陸上イベントというものもやりますので、その中で漁業者に何らかの出席をしていただいて少しお金を落としてもらうようなことを考えられないかということとか、カジキを活用した食のメニュー開発みたいなものやってみたいとか、あとは直接的ではないかもしれませんが、国の方と連携した茨城の漁業のピーアールといったところ

をやりたいなと考えておりますが、それ以外にもいろいろできることについては検討はしていきたいと思っておりますが、なかなかこれについては御納得いただけような内容は今ちょっとお答えできないということは正直なところでございます。お願いします。

19番 吉田委員

それは検討している、地元でというよりもメリットというか振興ということで、それは別にカジキ釣り大会に限らず検討されているということです。

地域振興課
益子課長補佐

今、具体的に漁村の地域に限ってということですね。なかなかはっきりと言えないところもありますけども、我々は、県としては、例えばひたちなか・大洗リゾート構想でひたちなかと大洗について、そのカジキ釣りということで取り組んでいますけど、例えば県北ですと、漁業の地域ではありませんけども、県北のロングトレイルということで県北地域の振興ということも取り組んでおりますし、鹿行の方であればスポーツ、カシマサッカースタジアムとかそういったところでの振興ということになります。そこは県全体としていろんな振興策というものは進めさせてもらっていますので、そういった中で地域の振興というものを図って行ければと思っております。よろしくをお願いします。

19番 吉田委員

私が聞いたのは漁業のことなんですけど、そちらでお答えになっているのは全体としての振興ですということですね。

地域振興課
益子課長補佐

はい、今お答えしたものに付きましては。

19番 吉田委員

もう一つだけ聞きますが、調整委員会の課題についてなんですけど、これは毎年開催については調整委員会にかけるということですか、この会議に。

鴨下課長補佐

(挙手)

高濱議長

鴨下補佐。

鴨下課長補佐

はい、そうです。毎年の大会につきましては、今までの特別採捕許可の場合では6月の調整員会で取扱方針等お示しさせていただきましたけども、今度は同じように6月に毎年の大会の概要が上がってきますので、それについて、そのひき釣りにつきまして御承認いただけるかという審議を6月の委員会でやっていただきたいと思いますと考えております。

19番 吉田委員

そうすると前の大会でいろいろあったことについては、その委員会の中でこういったことがあったのでなかなか承認しづらい、そういったこともあり得るわけですね。

鴨下課長補佐

おっしゃるとおりでございます。例えば審議する前の年の大会になにか問題があった場合でしたら、それを払拭できるような大会制度であるべきだと思います。

いますので、例えば期間を短くするとか隻数上限を設けるとか、何らかの制限をかけて秩序の維持を図っていきたくて我々は考えておりますので、そういった申請が上がってくるように大会主催者と詰めておきたいと思っております。

高濱議長

はい、よろしいですか。
ほかにございますか。

(委員)

(特になし)

高濱議長

それでは私の方から、いくつか質問とか御意見申し上げたいと思います。カジキとクロマグロは違う魚なんですけど、このトロリングという釣り方は魚種を特定できないと私は思っております、誤って釣ってしまう可能性が高いというふうに思っております。これ、間違いなくそうだということです。現在、遊漁者はクロマグロは捕ってはいけないことになっています。これは茨城のルールでは無い、来年の5月末まで中西部太平洋マグロ類委員会、WCPFCの多国間条約で、マグロ資源がどうなるか分からないんですけど、地域振興課が仕組もうとする期間が場合によっては捕っちゃいけないという可能性も出てくるんじゃないのかなと思っております。どんなに茨城県がやりたいといっても、多国間条約で結んだことだから駄目だということも有り得るのかなというふうに思っております、そこで磯前委員に、今マグロ漁業をやられている磯前委員として、資源状況、私は良く把握していないので、どんな状況なのかお話しただければありがたい。

3番 磯前委員

はい。このWCPFC海域に日本は含まれるということで、今議長がおっしゃられたクロマグロに関しては若干増えてきている、なので来月WCPFCの会合が確かあるんですけど、そこで恐らくクロマグロの漁獲の増枠は見込まれていると思うんですけど、それがどのように配分されるのかは水産庁なりの決定になりますので、それが遊漁にどういうふうに回されるのかの話ではあると思いますが、ここで私の意見なんですけども、ほかの遊漁というか、プレジャー先進国は遊漁を取り締まる法も結構きついというか、一方的にこういう遊漁の奨励というか、今回この2大会の話になっていきますけど、結局は根本委員がおっしゃっていたように、プレジャーがどんどん奨励される形になると思いますので、そうなると遊漁を取り締まることも、もっとしっかりやっていかないといけなくなると思います。万が一それをやらないとWCPFCに反してしまっ、その後、大げさに言うと日本はもうマグロ捕っちゃいけませんよと、日本全体がとかそういう話も有り得るので。

高濱議長

はい、ありがとうございます。

地域振興課さんはたかだかカジキマグロと思っているかもしれないんですけど、世界的なことに絡むことなので非常に、茨城県のことであっても敏感に対応しなきゃいけないんだというのが、今のでお分かりいただけたと思います。(クロマグロ資源は)若干増えているというお話しではございましたが、そうは言っても今の状況からするとまた資源状況が、魚のことですから、分からなくなって、例えば7月から9月の大会期間中に太平洋広域漁業調整委員会

から本年度のように遊漁者の（クロマグロの）漁獲禁止（の指示）が発出された場合は、まず漁政課さんとしてはどうされるのでしょうか。

鴨下課長補佐

はい。現在、8月21日から来年の5月31日まで、遊漁によるクロマグロの採捕は全国的に規制されておりますけども、これは先ほど会長、磯前委員がおっしゃいましたWC P F Cの国際合意に基づくものから発出されているものでございまして、漁業者の皆さんが30キロ、30キロ超の小型魚、大型魚の枠の規制をされているのもこれが根源でございまして、遊漁だけを型にはめないことは科学的にも漁業者の皆様の心情的にも難しいものだと考えております。ですので、期間中に太平洋広域漁業調整委員会の委員会指示が発出された場合には、大会が行われている可能性がございまして、その時には中止ないし抑制的な対応をとるべきだと、漁政課としては考えております。

高濱議長

地域振興課さんはどのようなお考えになるのですか。

地域振興課
益子課長補佐

はい。今、（委員会指示が）延長されるかもしれないという御懸念のお話しの中の話かなと思っておりますが、大会開催をどうするのかというところについて、仮定の話の中で、この場でお答えするのはなかなか難しいかなと思っておりますが、我々としては日本初の外国人参加のカジキ釣り大会というものの開催に向けて今こうやってお願いをしながら進めている中で、開催うんぬんの話については、非常に県としても、非常に大きな話ということになりますので、それについてはクロマグロの（遊漁による採捕）禁止の延長が見えた段階で、きちんと漁政課や県の内部の上の方も含めて、議論をしなければならないかなというふうに考えております。

高濱議長

はい。実際の場合、今のところあり得ることとお話しさせていただいたところですが、私思うには規制する側でやめてくださいというのは簡単なんですけど、今回の場合はアクセルを踏む側ですね、地域振興課サイドがイベントの実施要領、要項、ガイドラインの中で、そのような中止のことを想定したことを明記された方が、非常にオープンな大会として、資源にも優しい大会を目指しているんだということで、世界にアピールできるんじゃないかなと思うんです。是非、そういうところをしっかりとケアしていただいたものにしていただきたいと思うんですが、この点、地域振興課としてお約束いただけるでしょうか。

地域振興課
益子課長補佐

このクロマグロの話に限らず、例えばコロナの第6波、第7波というところも当然あるでしょうから、そこについてはそういう大会開催にの可否につながるような事情が発生した場合については、大会の中止なりというところの可能性があるとということについては、きちんと整理をして大会の運営というか、大会制度として組み込んでいきたいと思っております。

高濱議長

ほかに皆様方何かございますか。

(委員)

(特になし)

高濱議長

よろしいですか。

(委員)

(「はい」の声)

高濱議長

それでは、この件についてはほかの議案と違いましていろいろお話、御意見御要望等出たところでございますので、原案のとおり取り扱うという訳にはなかなかいかないかと思いますが、出していただいた改正案を踏まえて頂いて、善処して頂きたいというかたちで、(諮問)案を作っていただいて諮っていたければと思います。

よろしいでしょうか。

(委員)

(「はい」の声)

高濱議長

それでは、そのように取り扱うことにさせていただきます。ありがとうございます。

高濱議長

それでは、報告事項に移りたいと思います。報告事項(1)「漁業権にかかる資源管理状況等について」、漁政課から報告願います。

益子係長

(資料5 - 1から資料5 - 6により説明)

高濱議長

はい、ありがとうございます。昨年の漁業法の改正によりまして、漁業権にかかる資源管理状況については毎年報告しなさいということで義務づけられた、そういうことでございます。それに基づくものでございます。

ただ今の説明に関しまして、御意見・御質問等ございましたらお願いいたします。

(委員)

(特になし)

高濱議長

よろしいでしょうか。

(委員)

(「はい」の声)

高濱議長

はい、ありがとうございます。

それでは次に進みたいと思います。次に、報告事項の(2)「令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会中央要望の結果について」、事務局からお願いいたします。

細金副主査

(資料6により説明)

高濱議長

はい、ありがとうございます。

ただ今の説明に関しまして、御意見・御質問等ございましたらお願いいたします。

ます。

(委員)

(特になし)

高濱議長

よろしいでしょうか。

(委員)

(「はい」の声)

高濱議長

それでは、次第7の「その他」でございますけど、事務局から何かございませんでしょうか。

茅根事務局長

はい。委員の皆様だけにお配りしております全漁調連の東日本ブロック会議の議題につきまして、本日の朝、事務局に届きましたので委員の皆様だけに配布させていただいております。後ほど御覧いただければと思います。なお、当会議の議題につきましては書面議決を行うこととなっておりますので、後ほど会長と調整の上提出させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

高濱議長

はい。本日の議事は「その他」を含めてすべて終了いたしました。議事以外のことでも結構でございます。委員の皆様方から何か御意見ございましたら、はいどうぞ、鈴木委員。

5番 鈴木委員

県北なんです。漁政課さんの担当にお尋ねしたいんですが、カヤックが結構増えてきているんです。それでやはり、港に来ると小さくて見えない。それで漁業をやっている漁船の近くで釣りをしているわけですよ。するとやっぱり、漁船の邪魔になるって話も出ているんで、その辺ちょっとどういうお考えかお聞かせ願いたいなと思って。結構増えてますね。カヤックに船外機を付けてやっていると。それが見えないんです。

高濱議長

この件について、答えお持ちですか。

鴨下課長補佐

直接のお答えになるか分からないんですけど、まず一つは、漁港の管理としても船の上げ下ろしとか、後は沖堤に上がって釣りをしているとかで管理上問題があるという話がありましたので、漁港関係に出入りができないようにできないか、水産振興課の漁港グループと検討したいと思います。あと、海上での航行になりますので、漁業法令というよりは海上保安庁の所管となりますことから、その辺も保安庁の方に確認をとって、何か対処ができないか調べてみたいと思います。直接のお答えになりませんが、少しお時間をいただければと思います。

5番 鈴木委員

最近、結構増えてるんでね。これ以上増えてくると、やっぱり漁業の邪魔になるというか(事故が怖い)、その辺心配なので、よろしく願います。

高濱議長

確かに漁業の邪魔でもあり、安全面でもね、あれ小さくて危ないんですよ。船とぶつかるっていうのも、その人たちが危険にさらされるんじゃないかなと

思っ。今日ちょっと地域振興課さん来てるんでちょうどいいかなと、地域振興の一つのツールにはなりそうなんだけど、結構危ないんですよ。だから、そういうのも頭に入れといていただくとありがたいかなと思います。わかりますか、いってること。

地域振興課
益子課長補佐

カヤックは釣りかなにかをしているのですか。

5番 鈴木委員

ほとんど1人乗りで、釣りをしていますね。

地域振興課
益子課長補佐

なかなか我々も、そういうところに関わっていないこともありまして・・・。

高濱議長

私が言いたかったのは、例えば、先ほど大洗から那珂湊の辺りでいるんことをやる仕組みの中で、そういう小さいのが入っているのを聞いたことが、前あったものですから、うまくやらないと事故になってしまいますよ、せっかくリゾート構想で盛り上げようとしてるのが足を引っ張ることになる、それは気をつけた方がいいですよと申し上げたい。

地域振興課
益子課長補佐

はい、ありがとうございます。

高濱議長

ほかにございますか、何か。

(委員)

(特になし)

高濱議長

委員の皆様からの御意見も出尽くしたようでございますので、事務局から次回の開催日程をお願いします。

茅根事務局長

はい、次回につきましては12月17日(金)午後2時から、場所はここ、すいさん会館5階大会議室で開催したいと思います。

議題につきましては「はえ縄・地びき網漁業の制限措置等について」の諮問などを予定しております。

詳細につきましては追って連絡させていただきます。よろしく願いいたします。

益子係長

(挙手)

高濱議長

最後に何かありますか。

益子係長

先程の鈴木委員からのカヤックの件について補足ですが、資料6の全国海区漁業調整委員会連合会の要望結果33ページのミニポートによる危険行為の禁止にもあるように所管が国交省であったり、海上保安庁であったりするため、どのような対応が取れるのか情報を収集したいと思います。

高濱議長

はい、分かりました。

長時間にわたり御審議いただき、ありがとうございました。以上をもって、第505回委員会を終了いたします。どうも御苦勞様でございました。

閉会 午後4時12分

上記の記録の正確なことを認め署名する。

令和3年11月16日